

令和 6 年第 2 回

各務原市議会定例会議案

令和 6 年 6 月 3 日

目

次

専第 2 号	専決処分の承認について（各務原市税条例の一部を改正する条例）	1 頁
議第 5 3 号	令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 5 4 号	令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 5 5 号	令和 6 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 5 6 号	令和 6 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 5 7 号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第 5 8 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 8 頁
議第 5 9 号	各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	2 0 頁
議第 6 0 号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	2 2 頁
議第 6 1 号	工事請負契約の締結について（高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事）	2 4 頁
議第 6 2 号	財産の取得について（消防救急デジタル無線部分更新機器）	2 6 頁
議第 6 3 号	財産の取得について（高規格救急自動車（川島分署））	2 8 頁
議第 6 4 号	財産の取得について（学校給食センターシステム食器・トレー洗浄機）	3 0 頁
議第 6 5 号	市道路線の認定について（市道川 1 3 9 4 号線）	3 1 頁
議第 6 6 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜 1 0 6 6 号線）	3 3 頁
議第 6 7 号	各務原市教育長の任命について	3 6 頁
議第 6 8 号	各務原市教育委員会委員の任命について	3 8 頁

専第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日報告

各務原市長 浅 野 健 司

専決第 7 号

各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

各務原市長 浅 野 健 司

各務原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

各務原市長 浅 野 健 司

各務原市条例第 3 2 号

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和３８年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第４１条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第４１条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第６０条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第６０条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第１１４条の３第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１１４条の３第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第６条の４の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第６条の５ 令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第６条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第１９条、第２２条から第２３条の３まで、附則第４条の５第２項、附則第６条第１項、附則第６条の３の２第１項、前条及び附則第８条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２ 前項の規定の適用がある場合における第２３条第２項、第３７条の５第１項及び

前条の規定の適用については、第 23 条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 37 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 6 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 6 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 6 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 31 条の 2 の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1, 000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 31 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額

がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

（3）特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

（4）特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第37条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第37条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係

る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第37条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第37条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の

特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（3）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（4）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除

した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第37条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第37条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（３）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第３７条の５第２項の規定により読み替えられた第３７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第３７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第６条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第３７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第６条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第１９条、第２２条から第２３条の３まで、附則第４条の５第２項、附則第６条第１項、附則第６条の３の２第１項、附則第６条の４及び附則第８条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第７条第２項中「前条」を「附則第６条の４」に改め、同条第３項中「第２３条の３第１項」の次に「、附則第６条の５第１項及び前条」を加え、「同項」を「第２３条の３第１項」に、「、「前３条」を「「前３条」に改め、「附則第７条第２項」との次に「、附則第６条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第７条

第2項及び」と、前条中「附則第6条の4及び」とあるのは「附則第6条の4、次条第2項及び」とを加える。

附則第9条の2中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第9条の3第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第9条の3第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の4第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項に規定する補助に係る」を「附則第7条第18項に規定する補助に係る」に改め、同項第5号中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項

とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、

前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１２条の２の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１２条の３の２中「附則第１１条の３第１項、第２項」を「附則第１１条の３第２項」に改める。

附則第１２条の４の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「附則第１４条第１項」を「附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１４条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１５条の３第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第６条の５及び附則第６条の８の規定の適用については、附則第６条の５第１項及び附則第６条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１５条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１５条の４第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第６条の５及び附則第６条の８の規定の適用については、附則第６条の５第１項及び附則第６条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１５条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第６条の５及び附則第６条の８の規定の適用については、附則第６条の５

第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5及び附則第6条の8の規定の適用については、附則第6条の5第1項及び附則第6条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の各務原市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第 5 7 号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和３８年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項各号列記以外の部分及び第１号中「又は金銭」を削り、同号ケ中「第７８条第３項」を「第７８条第２項第４号」に、「特定公益信託の」を「公益信託の」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に、「又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託」を「の認可を受けた公益信託」に改め、同号サ中「及び第３号」を「から第４号まで」に、「（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

第４４条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

第６９条第２項中「５月１日」を「５月１日」に改める。

附則第４条の４を次のように改める。

第４条の４ 削除

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）第４４条及び第６９条第２項の改正規定 令和７年４月１日

（２）第２３条第１項及び附則第４条の４の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日（市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の各務原市税条例第２３条第１項（第１号ケ及びサに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号ケ中「寄附金」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法（以下この号において「旧所得税法」という。）第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」と、「に対するもの」とあるのは「又は岐阜県知事若しくは岐阜県教育委員会の旧公益信託許可（公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）附則第２条第２項に規定する旧公益信託許可をいう。）を受けた特定公益信託（所得税法等の一部を改正する法律附則第３条第１項に規定する特定公益信託をいう。）に対

するもの」と、同号サ中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（旧所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

議第 58 号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

小規模保育事業所 A 型等に置く保育士又は保育従事者の数に関する基準を改めるた
め、この条例を定めようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号を次のように改める。

- （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づ
き受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人
第２９条第２項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号を次のように改める。

- （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づ
き受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人
第３１条第２項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号を次のように改める。

- （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１２項第２号の規定に基づ
き受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人
第４４条第２項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号を次のように改める。

- （３）満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１２項第２号の規定に基づ
き受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人
第４７条第２項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 9 号

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

水道法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第５条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ この条例の施行の際現に改正前の第５条第６号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する者とみなす。

議第 6 0 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、令和 6 年 1 2 月 2 日から、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、この規約を定めようとする。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議第 6 1 号

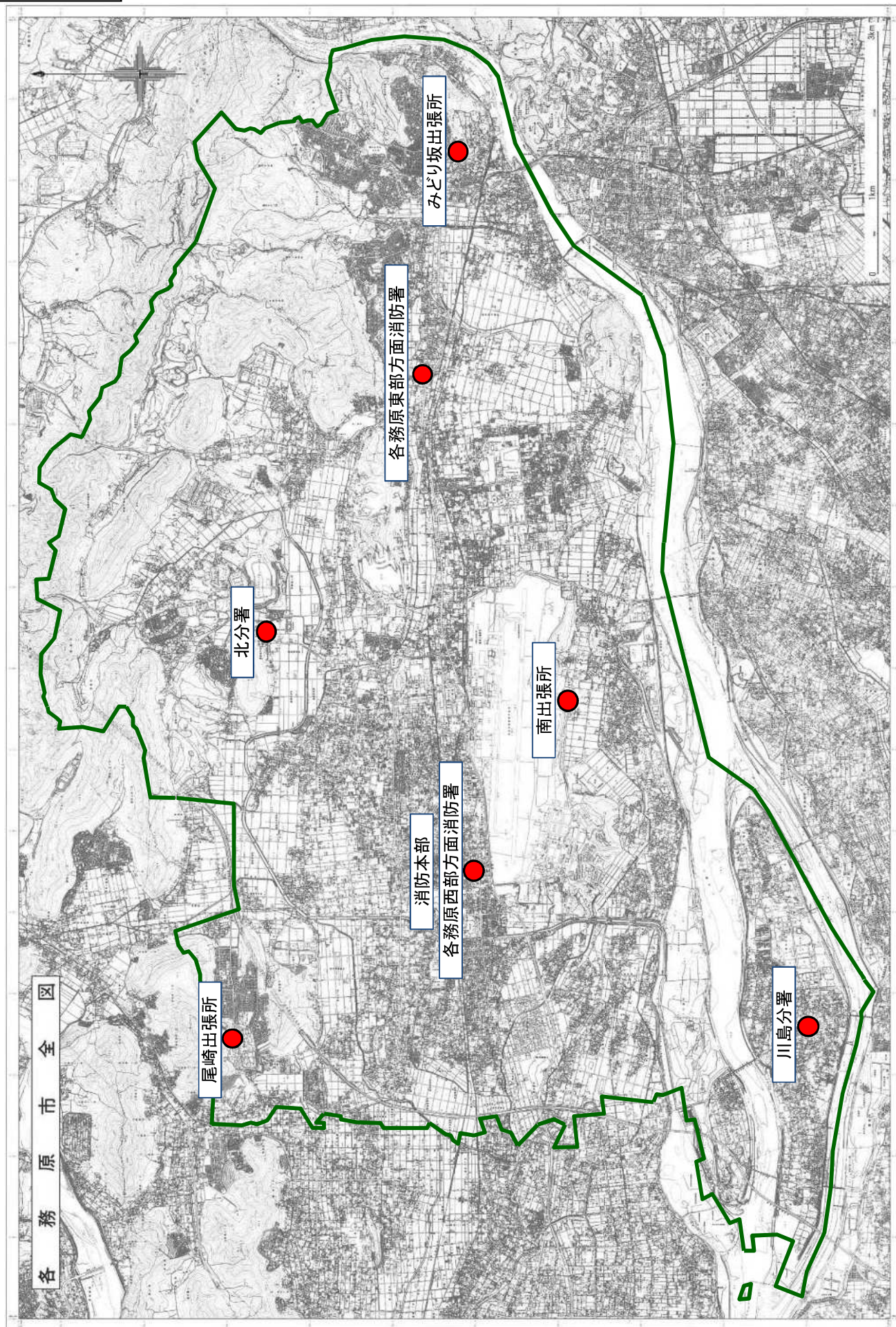
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 高機能消防指令センター（Ⅱ型）整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 6 7 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜市六条北 4 丁目 1 0 番 7 号
中央電子光学株式会社
代表取締役 日 比 泰 雅 |



議第 6 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 取得する物件

消防救急デジタル無線部分更新機器

(内訳)

品 名	数 量
無線基地局装置 (基本架)	1 台
無線基地局装置 (増設架)	1 台
管理監視制御卓	1 台
遠隔制御器	1 台
空中線	4 基
その他周辺機器	一式

2 取得の方法 一般競争入札

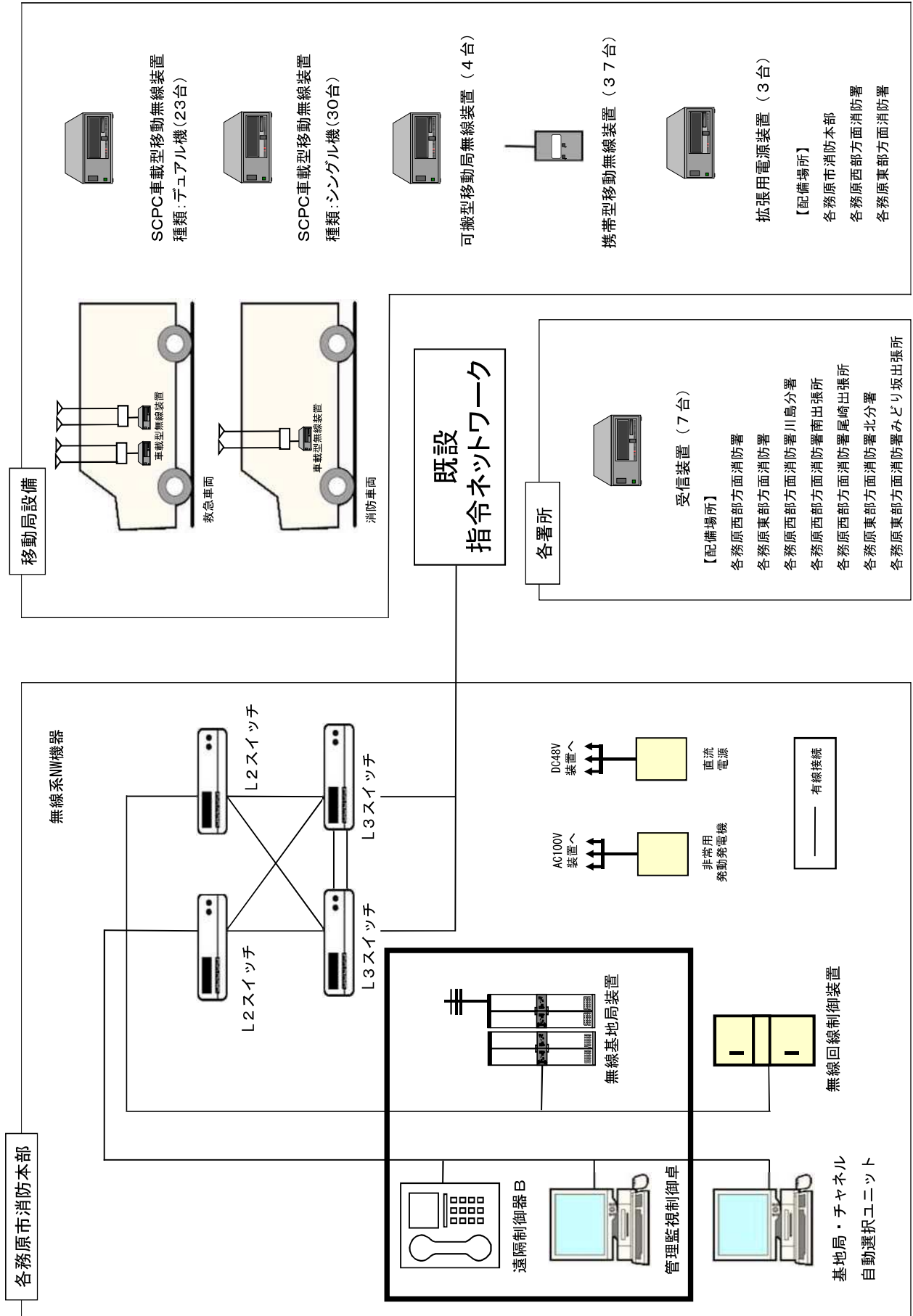
3 取得の価格 6 3, 8 0 0, 0 0 0 円

4 取得の相手方 岐阜市六条北 4 丁目 1 0 番 7 号

中央電子光学株式会社

代表取締役 日 比 泰 雅

資料



更新する部分

議第 6 3 号

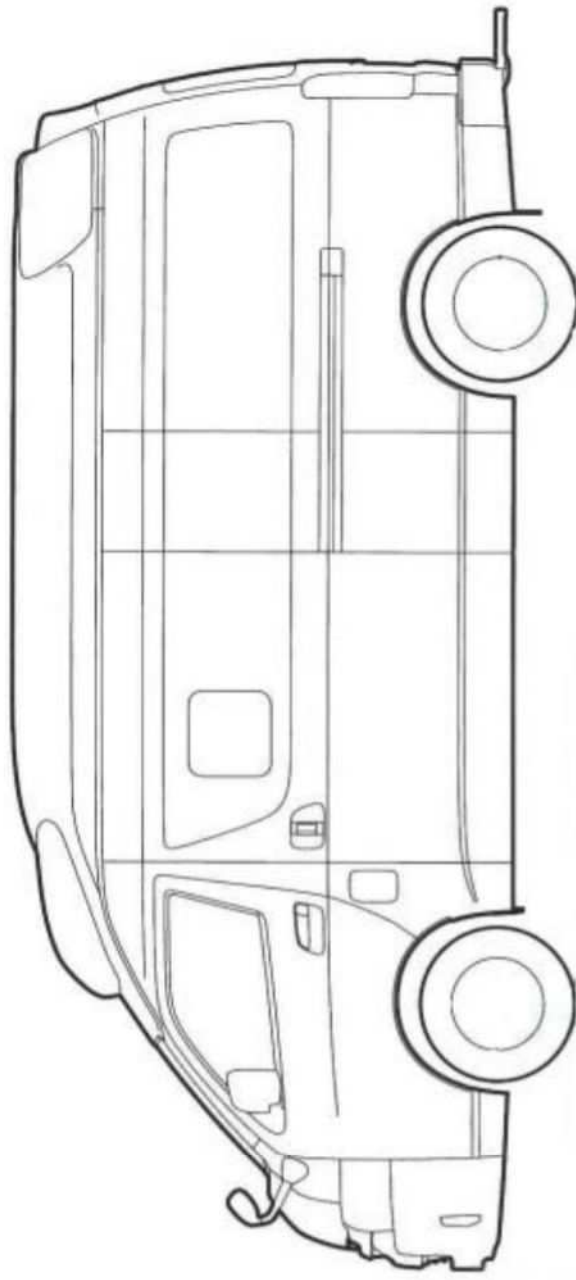
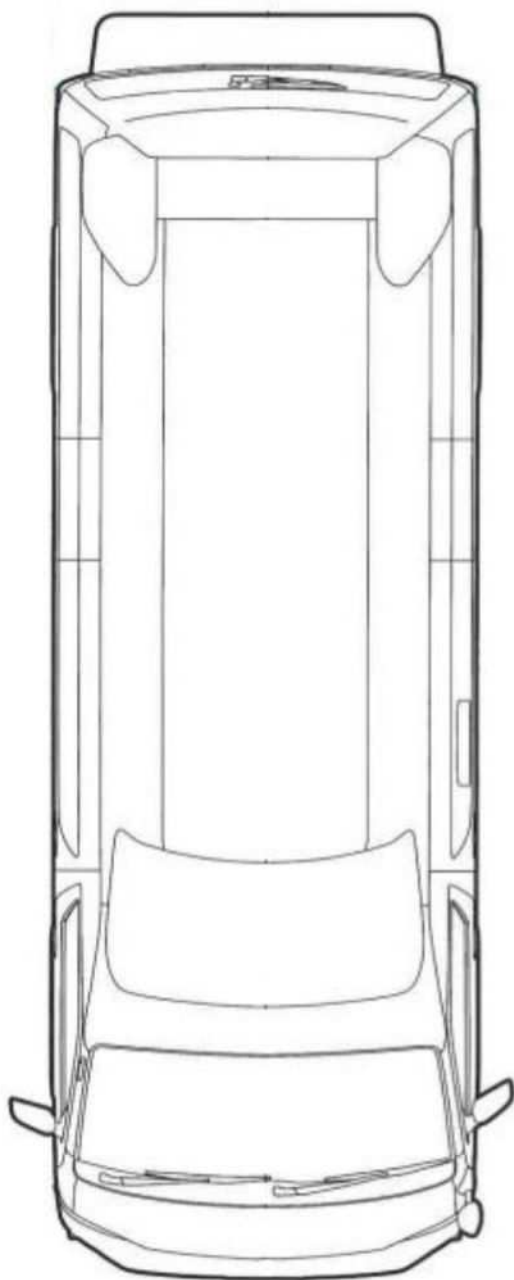
財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する物件 | 高規格救急自動車（川島分署） |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の価格 | 3 5, 2 3 9, 9 6 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 各務原市鵜沼各務原町 1 丁目 1 4 番地 1
岐阜トヨタ自動車株式会社 各務原店
店長 酒 井 貴 明 |



議第 6 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する物件 | 学校給食センターシステム食器・トレイ洗浄機 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得の価格 | 4 1, 5 8 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市中鶉 2 丁目 1 0 5 番地
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 深 和 正 佳 |

議第 6 5 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

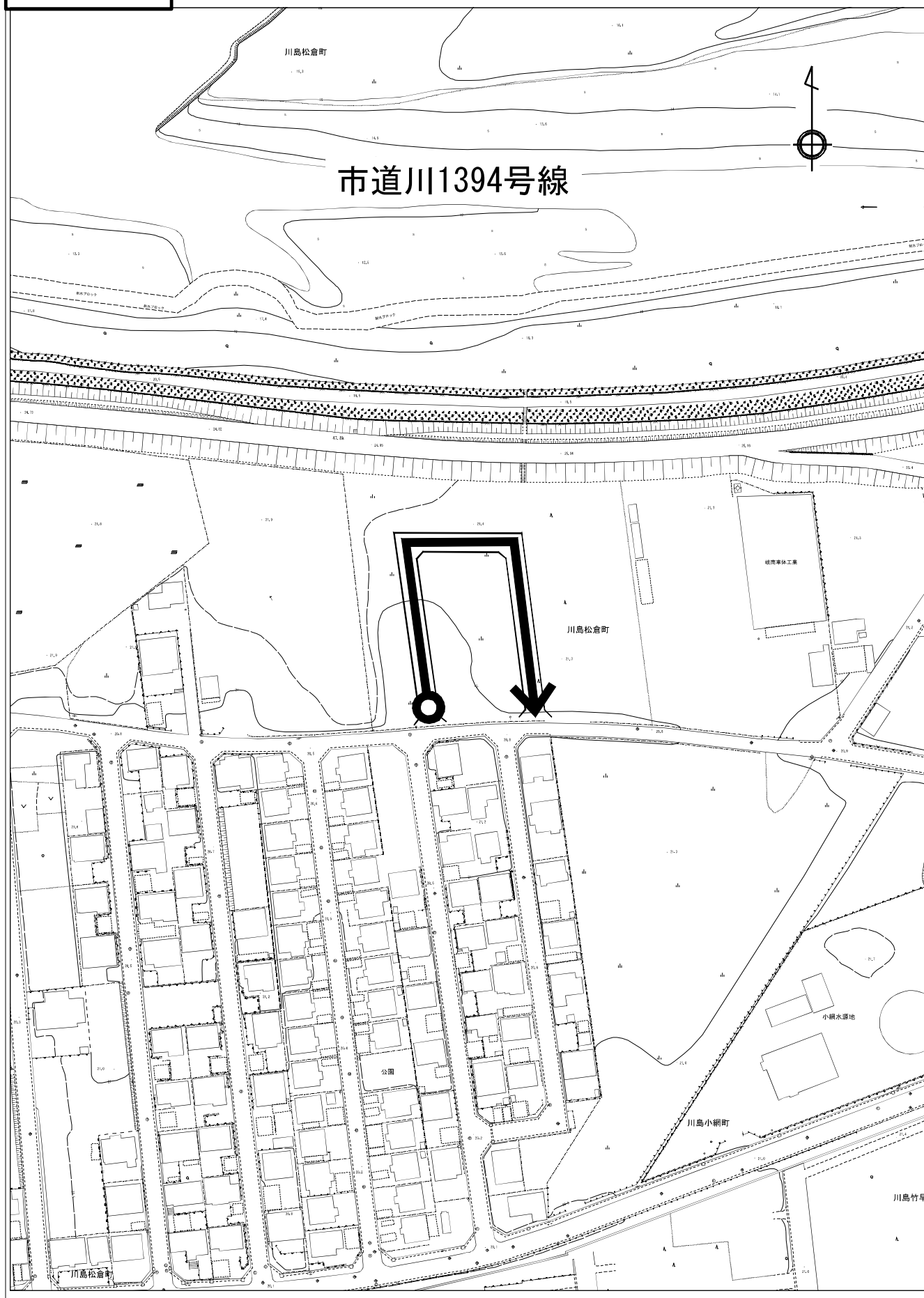
令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 川 1 3 9 4 号線	各務原市川島松倉町字上ノ島 2 2 0 0 番 1 4 地先から	
	各務原市川島松倉町字上ノ島 2 2 0 0 番 2 6 地先まで	



議第66号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年6月3日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

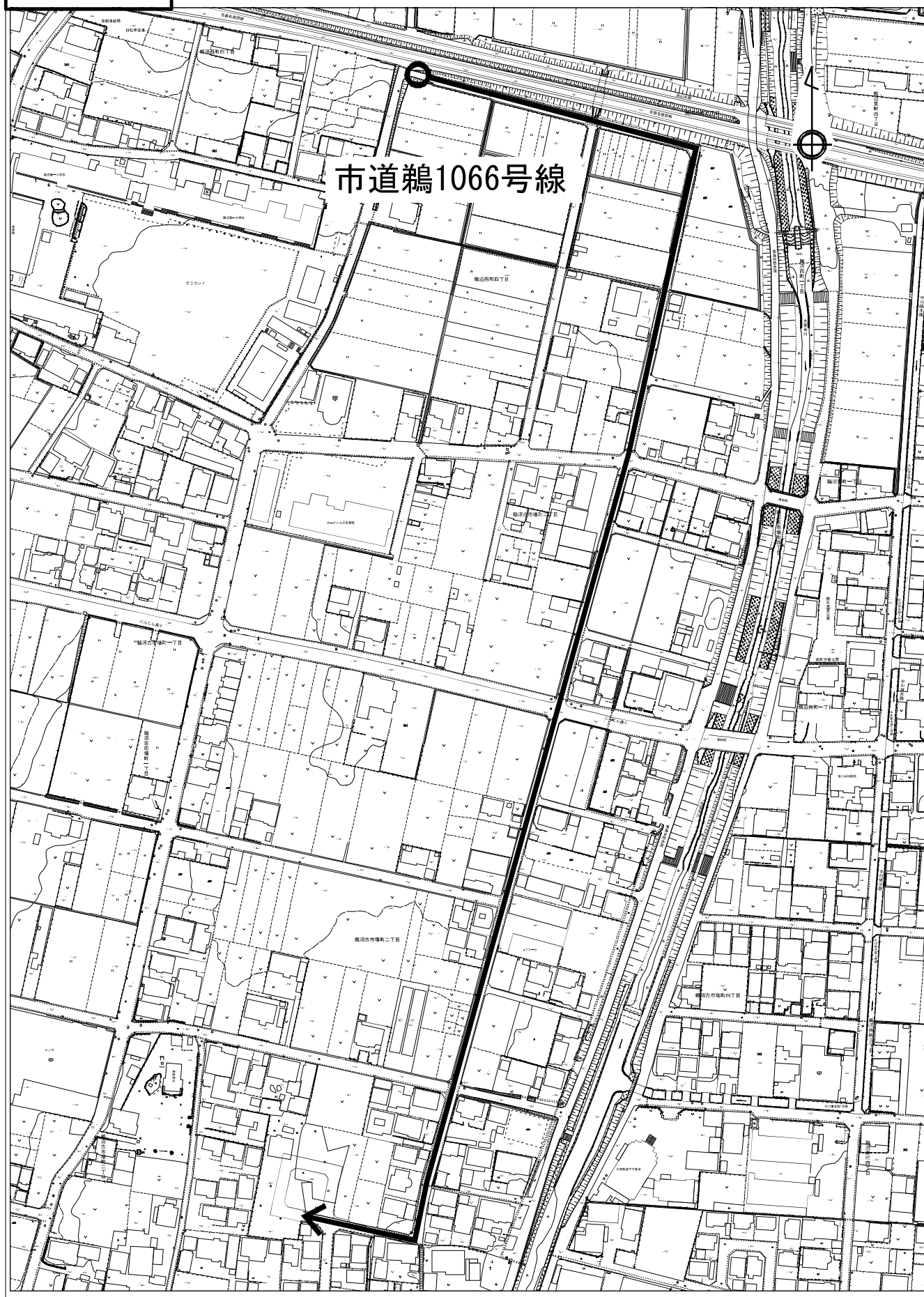
開発行為により設置された道路を市道とするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

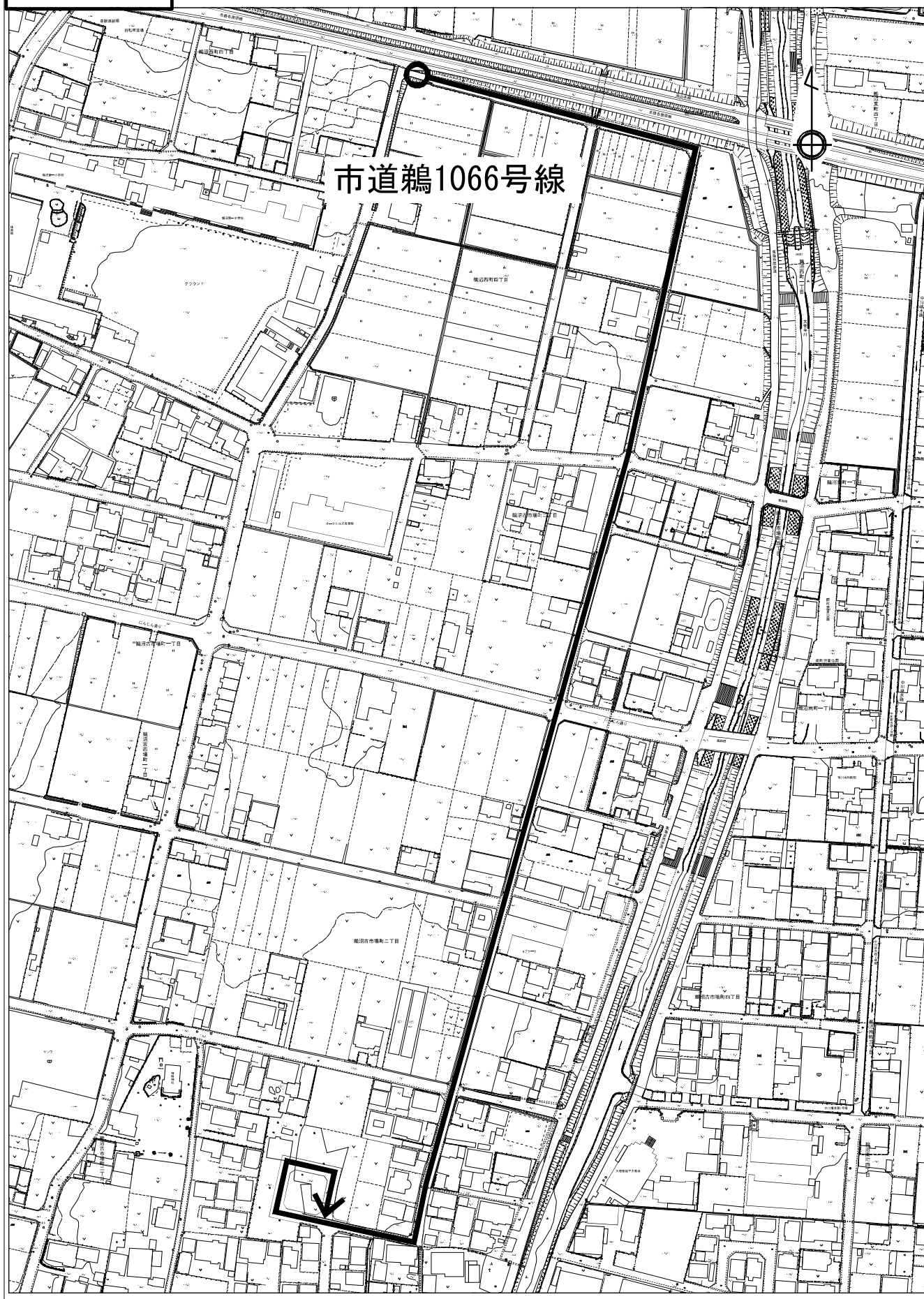
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 0 6 6 号線	各務原市鵜沼西町4丁目228番 地先から	
	各務原市鵜沼古市場町2丁目208番1 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 0 6 6 号線	各務原市鵜沼西町4丁目228番 地先から	
	各務原市鵜沼古市場町2丁目195番3 地先まで	





議第 6 7 号

各務原市教育長の任命について

各務原市教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市成清町※※※※※※※※※※

氏 名 丹 羽 章

生年月日 昭和 3 0 年※※月※※日

提案理由

各務原市教育長加藤壽志氏の任期が 7 月 1 2 日に満了するため、その後任に丹羽章氏を任命しようとする。

議第 6 8 号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市緑苑西※※※※※※※※※※

氏 名 松 原 裕 子

生年月日 昭和 6 1 年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員和智陽子氏の任期が 6 月 3 0 日に満了するため、その後任に松原裕子氏を任命しようとする。

